



事業系ごみは自らの責任で処理をお願いします。

事業系ごみとは、商店、店舗、飲食店、工場、事務所、自営業者、旅館、ホテル、農業者、漁業者、観光業など営利を目的とする事業所だけでなく、官公庁、学校、宗教法人、従業員宿舎、各種団体など広く公共サービスを行っている事務所、祭事やイベントでの会場ごみなども含めて対象になります。

また、住宅兼店舗の場合であっても店舗から排出されるごみも事業系ごみの対象となります。

会社や商店・事業所などから排出される事業系のごみについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定により、事業者自ら処理することが義務付けられています。

法の趣旨に従い、事業所から排出されるごみは、自らの責任で処理されますようお願い致します。

北しりべし広域クリーンセンター（焼却施設）へは、自己搬入が禁止されていますので、収集・運搬の許可を受けた業者に処理を依頼するようお願い致します。

事業系ごみの種類及びお申込み・お問い合わせ先

事業系ごみは、「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の種類に区分され、自己責任において適正に処理しなければなりません。

一般廃棄物の処理は、余市町の許可を受けた許可業者に処理を依頼して下さい。

一般廃棄物収集運搬業許可業者名

名 称	住 所	電 話
金山商店	余市町栄町 254 番地	22 2639
後志環境管理株式会社	余市町黒川町 10 丁目 40 番地 9	23 7176
(有)安本商店	余市町黒川町 10 丁目 65 番地	22 3256
(有)イト産業	余市町美園町 469 番地	22 4625
(有)古平清掃社	古平町大字浜町 77 番地	42 2762

- ・料金等は直接許可業者にご相談下さい。
- ・上記5社は産業廃棄物の収集運搬も行います。

お問い合わせ 民生部環境対策課廃棄物グループ 電話 21 - 2118